

新たな時代への挑戦

とちぎの通年議会

～議会の活性化・機能強化を図るために～

栃木県議会

■なぜ県議会改革が必要なのか

- ・社会情勢や国と地方との関係の変化に伴い、地方の自主性、自立性の確保など地方議会の果たすべき役割と責任はますます重みを増しています。
- ・また、災害等の突発的事態に対しても、さらに迅速で適切な対応が求められています。
- ・そこで、栃木県議会では通年議会の導入及び常任委員会の改革により、これらの課題に対し積極的に対応していくこととしました。

■通年議会の導入

- ・地方自治法では、議会を開会するには、知事などの首長による招集手続きが必要です。また、議会が閉会中であれば、議決が必要な案件でも、首長が緊急を要すると判断した場合は、専決処分することができます。(地方自治法第179条)
- ・このことは、一方では、二元代表制の一翼を担う地方議会の重要な役割の一つである、首長に対する監視機能が十分に発揮できない可能性を含んでいます。
- ・そのため、平成24年4月から、栃木県議会が全国に先駆けて、会期を概ね1年間とする通年議会を導入し、県政への監視機能の強化を図ることとしました。
- ・なお、平成24年9月の地方自治法の一部改正により、年をまたぐ会期の設定が可能となったことから、平成25年4月から、年度を単位とする通年会期制に移行しました。

【招集会議】

県議会議員選挙(一般選挙)後、最初に開く会議で、知事が招集します。招集会議後は、必要に応じ議会が主体的に本会議の開催等を判断します。

【通常会議】

本会議における質疑・質問や、委員会での審議等を集中的に行います。開催時期は、当初予算案の上程時期など議案の提出時期を考慮し、概ね9～10月、11～12月、翌年の2～3月とします。

栃木県の通年議会

【臨時会議】

知事からの要請や災害等の突発事態への対応など、所要の審議が必要とされる場合には、通常会議以外であっても、臨時会議として本会議を柔軟に開催します。

【その他事項】

年度の最後に開催される議会運営委員会で翌年度の会期日程を決定します。